

教育基本法再考

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学教職課程 公開日: 2010-03-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三上, 昭彦 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/8088

教育基本法再考

三 上 昭 彦

はじめに

教育基本法の改正問題が政府・文部科学省の重要な政策課題の一つに位置付けられ、当面の政治日程に上りつつある。

昨2002年11月14日、中央教育審議会（中教審）は、「現行法には、新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい日本人を育成する観点から重要な教育の理念や原則が不十分であり、それらの理念や原則を明確にする観点から見直しを行うべきであるとの意見が大勢を占めた」、との中間報告をまとめ遠山敦子文部科学相に提出した。今春3月ごろを目途に出される答申を待って、文科省は改正法案の検討作業に入り、現在開会中の通常国会に上程する予定であるといわれている。また与党3党は、改正案の国会提出に関する与党協議機関を中教審答申後に設置する方針を固めたと報じられている。こうした動向をうけて小泉純一郎首相も、さきの施政方針演説（1月31日）のなかで、「教育基本法の見直しについては、国民的な議論を踏まえ、しっかりと取り組んでまいります」と表明している。周知のように、教育基本法は、およそ半世紀前の1947年3月31日、日本国憲法と表裏をなす教育根本法、教育憲法として制定され、その後一度も改正されることなく今日に至っているが、はじめての改正に向けての動きが具体化されつつあるのである。

本稿の執筆時点では、はたして今通常国会のどの段階で、いかなる形式と内容の法案（現行法の一部改正法案か新教育基本法案か）が上程されるのかは判然としていない。今国会では、来年度予算案をはじめ有事法制法案や人権擁護法案などの重要法案が先議され、あらたに国立大学等の独立行政法人化に関する諸法案などの上程が予定されている。4月には国政にも影響を与える統一地方選挙が行われる。また、教育基本法の改正問題については、与党3党の足並みは一致していない。自民、保守の両党は今国会に法案を提出して早期成立を図る意向であるといわれているが、公明党は昨秋の大会決定や中教審中間報告に対する談話、機関紙「主張」で、「憲法改正問題の論議と並行して十分に時間をかけ中長期的に慎重に議論すべき問題」と

している（「公明新聞」2002年11月16日）。いずれにしろ、教育基本法の改正問題は、同法が制定されて以降はじめて政治日程のさし迫った重要課題となり、当面は改正それ自体の是非をめぐる緊迫した事態に直面しつつある。

本稿では、こうした状況を念頭において、中教審中間報告における今日の教育基本法改正論をめぐる論点について検討をくわえ、それをとおして教育基本法の意義と問題について再考してみたいと思う。

1. 今日の改正論議の特徴とおもな論点—中教審中間報告を中心にして—

1) 教育基本法改正論議の経緯—教育改革国民会議から中教審へ—

この間の経緯を簡単に振り返って見れば以下のとおりである。「教育基本法の見直し」を正式に表明したのは森喜朗首相（当時）である。2000年7月28日、森首相は、主宰する私的諮問機関である教育改革国民会議で「教育基本法の見直し」問題が議論されていることを意識しつつ、歴代首相としてはじめて国会の所信表明演説（第149臨時国会）で、「制定して半世紀になる教育基本法についても抜本的に見直す必要がある」と明言した。次いで、これに呼応する形をとって教育改革国民会議の最終報告（同年12月22日）は、「新しい時代にふさわしい教育基本法を」と提案し、「政府においても本報告の趣旨を十分に尊重して、教育基本法の見直しに取り組むことが必要である」とした。私的諮問機関とはいえ政府の関係機関が教育基本法の「見直し」を提言したことはこれが最初である。

この提案を受けた森首相と町村信孝文科相（当時）の指示により、文部科学省はただちに2001年1月25日策定の「21世紀教育新生プラン」のなかに、「教育基本法の見直し」と「教育振興基本計画の策定」を明記し、それらを中教審に諮問して取組みを進めることを決定した。こうして教育基本法の改正問題は、戦後はじめて政府・文科省の政策課題として正式に位置付けられたのである。中教審への諮問は、森内閣に代って同年4月に発足した小泉純一郎内閣の遠山敦子文科相によって、11月26日に行われた。そこでは、「教育振興基本計画の策定について」と「新しい時代にふさわしい教育基本法に在り方」がセットの形で諮問されるとともに、添付された長文の「諮問理由」には、前記の国民会議の提案を踏まえつつ、さらに踏み込んで同法のはほぼ全条項にわたり「見直し」審議の方向と論点が詳細かつ具体的に方向づけられていた。

文科相の諮問を受けた中教審（鳥居泰彦会長）は、総会直属の基本問題部会を新たに設置して審議をおこない、さきにふれたように、昨2002年11月、中間報告「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を公表し、教育基本法の全面的な「見直し」を行うべきであるとしたのである。その後、中教審は全国5ヶ所で公聴会（一日中教審）を開

催するとともに、基本問題部会において有識者および教育・経済・労働関係などの諸団体からのヒヤリングを重ねており、本年春ごろまでには正式答申を提出する予定であるといわれる⁽¹⁾。

2) 中教審中間報告における改正論—その視点と具体的改正点—

つぎに中間報告にそって、そこで展開されている教育基本法改正論の視点と内容を概観しておこう。中間報告は「はじめに」「序章」と本文の三つの章から構成されている。すなわち、第1章「教育の課題と今後の教育の基本方向」、第2章「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について」、第3章「教育振興基本計画の在り方について」である。

教育基本法の改正問題を直接的に論じているのは、いうまでもなく中間報告の核心部である第2章であり、それは「教育基本法の見直しの必要性」と「具体的な見直しの方向」の二節から成っている。すでにふれたように、中間報告は「見直しの必要性」として、「現行法には、新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい日本人を育成する観点から重要な教育の理念や原則が不十分であり、それらの理念や原則を明確にする観点から見直しを行うべきであるとの意見が大勢を占めた」としているのである。中間報告の改正論を特徴づける標語は、「新しい時代にふさわしい教育基本法」と「新しい時代（21世紀）を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」の二つである。このなかでのキーワードは、「新しい時代」「心豊かでたくましい」「日本人の育成」の三つであるといえるだろう。

さて、こうした視点に立って中間報告は、前記の標語「新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」に照らして、現行法に明示されていない、あるいは欠落していつ視点ないしは理念・原則として、つぎの諸点をあげている。すなわち、「一人一人の個性に応じてその能力を最大限に伸ばす」「グローバル化、情報化、地球環境、男女共同参画など時代や社会の変化への対応」「『知』の世紀をリードする大学の役割」「家庭の教育力、学校・家庭・地域社会の連携・協力」「『公共』に主体的に参画する意識や態度の涵養」「日本人のアイデンティティ（伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心）や国際性」「生涯学習社会の実現」「教育振興基本計画の策定の法的根拠」などである。

これらを踏まえて中間報告は、「教育の基本理念」「教育を受ける権利、義務教育等」「国・地方公共団体の責務等」「学校、家庭、地域社会の役割等」「教育上の重要な事項」の五分野について、新たに盛り込むことが適当である理念や原則および規定、今後さらに検討すべきものを、現行法のはほぼ全条項にかかわって述べている（なお、前文については、「全体の見直しが決まった後で改めて検討する」としている）。

第一の分野である「教育の基本理念」（1条、2条関係）については、次の7点があげられている。すなわち、①個人の自己実現と個性・能力の伸長、創造性の涵養、②感性、自然や環境とのかかわり、③社会の形成に主体的に参画する「公共」の精神、道徳心、自律心、④日本

人としてのアイデンティティ（伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心）と国際性（国際社会の一員としての意識）、⑤生涯学習の理念、⑥時代や社会の変化に対応した教育、⑦職業生活との関連の明確化、である。これらのうち、他と比較して詳細に述べられかつ強調されているのは、③「公共」の精神、道徳心、自律心、④伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心などの規範的理念や、個人の内面一心や信条—に深くかかわる「徳目」である。これらを国家の法律のなかに明記しようとしているのである。

第二の「教育を受ける権利、義務教育等」の分野（3条、4条、5条関係）に関してはどうかであろうか。前者の「教育を受ける権利」にかかわっては、①「教育を受ける機会」を憲法の規定に従って「教育を受ける権利」に改めること、②「生涯にわたり学習する権利」の明記、③「障害者などの教育上特別の支援が必要な者についての規定」の新設などが検討課題にあげられていることは注目されるが、それらはいずれも「引き続き検討する」とされ、消極的で歯切れの悪い説明となっている。それに較べて、後者の「義務教育等」に関しては、「制度の弾力化」を進める観点から、①就学年齢の弾力化、②学校の教育課程の分割や小中学校などの校種間の多様な連携、③保護者の学校選択、教育選択の仕組みなどについては、学校教育法等の見直しとして、中教審の関係分科会等において積極的に検討するとしているのである。ここには中間報告の教育基本法「見直し」の基本的観点とスタンスが鮮明に示されているといえる。また、男女共学（5条）にかかわっては、「男女共同参画社会への寄与」を教育の基本理念として規定することが適当としている。

第三の「国・地方公共団の責務等」の分野（10条、11条）については、特に第10条にかかわって、①「教育は不当な支配に服してはならない」との原則（同条1項）は今後とも大切にしつつと述べながらも、②「必要な諸条件の整備」（同条2項）に関しては、国・地方の責務をふくめた教育行政の基本的な在り方を示す新しい視点から規定する、③教育振興基本計画策定の根拠規定を置く、と明確に述べている。①の一般的、抽象的な説明に較べ、③は断定的で力強い。②は教育内容に教育行政が積極的に関与できることを明記する方向での改正が含意されていると思われる。

第四の「学校、家庭、地域社会等の役割等」については、中間報告の主要な関心と熱意は、教員や子どもの使命感、責務の明確化に傾き、教員の権利・権限・自由の保障や子どもの人権や意見表明権、学校運営への参加の保障などにはほとんど言及していないことが特徴である。

また、家庭（保護者）の果たすべき役割や責任、学校・家庭・地域社会の連携・協力等については、ともに新たに規定するが適当であるとしている。

第五の「教育上の重要な事項」に関しては、政治教育（8条）と宗教教育（9条）の見直し問題が取り上げられている。前者については、国民が国家、社会の形成者として、それらに主体的にかかわっていく態度を育成することが重要である旨の規定を行うことが適当であると

ている。また、後者については、意見が集約されておらず、今後とも引き続いて検討するとされている。

2. 中間報告「新しい時代にふさわしい教育基本法」の検討

1) 中教審中間報告に対する世論の動向—全国・地方各紙の社説等に見る—

中教審中間報告に関しては、全国紙（朝日・毎日・読売・日経・産経）をはじめ多くの地方紙が社説・主張などでとりあげ論評をくわえている（〈表1〉参照）。中間報告と改正論議に対する世論の動向を検討する際の参考になるとと思われるので、以下に簡単に紹介しておきたい（なお、紙名の表記は、たとえば朝日新聞、北海道新聞の場合は朝日、北海道と略記し、それ以外はフルネームを記した）。

〈表1〉 中教審「中間報告」に関する新聞社説・主張の「見出し」一覧（2002.11.15～19）

A 全国紙 （2002.11.15～16）
1) 朝日新聞（11.15）「理念もてあそぶ暇はない—教育基本法」
2) 毎日新聞（11.15）「中教審報告こそ見直しを—教育基本法」
3) 読売新聞（11.15）「改正を『再生』への一歩としたい—教育基本法」
4) 日本経済新聞（11.15）「『日本再生』へ向けた教育基本法見直し」
5) 産経新聞（11.16）「日本らしい法の形へ前進—教育基本法改正」
B 地方紙 （2002.11.15～19）
1) 北海道新聞（11.16）「前文の審議なぜしない」
2) 岩手日報（論説・11.17）「政治の介入を排除せよ—教育基本法の改正」
3) デーリー東北（時評・11.15）「乏しい改正への説得力—教育基本法」
4) 河北新報（11.17）「中教審の意図がわからない—教育基本法」
5) 福島民友（11.15）「責任もないし説得力もない—中教審中間報告」
6) 茨城新聞（11.15）「なぜ見直しか、説得力なし—教育基本法中間報告」
7) 上毛新聞（11.15）「説得力ない基本法見直し—中教審中間報告」
8) 東京新聞（11.15）「改正は広い議論から—教育基本法」
9) 信濃毎日新聞（11.16）「丁寧な議論が見えない—教育基本法」
10) 中日新聞（11.15）「改正は広い議論から—教育基本法」
11) 北国新聞（11.19）「『再生』へ欠かせない視点—教育基本法改正」
12) 京都新聞（11.16）「性急すぎる見直し路線—教育基本法」
13) 神戸新聞（11.15）「負の改正なら納得できぬ」
14) 山陰中央新報（論説・11.15）「なぜ今なのか説得力を欠く—教育基本法見直し」
15) 日本海新聞（11.15）「説得力欠く教育基本法見直し」
16) 中国新聞（11.16）「欠かせぬ国民的論議—教育基本法」
17) 愛媛新聞（11.15）「『戦前回帰』の危うさが漂う—教育基本法見直し」
18) 高知新聞（11.18）「人格完成より愛国心か—教育基本法」
19) 西日本新聞（11.16）「『見直し』に国民的論議を—教育基本法」
20) 熊本日日新聞（11.17）「説得力乏しい中教審報告—教育基本法見直し」
21) 南日本新聞（11.15）「説得力欠く中教審の見直し中間報告—教育基本法」
22) 沖縄タイムス（11.16）「公でなく個の尊厳こそ—教育基本法見直し」
23) 琉球新報（11.16）「説得力ない基本法見直し『百年の大計』もてあそぶな—中教審報告」

全国紙の論評は、「理念をもてあそぶ暇はない」（朝日、2002.11.15）、「中教審報告こそ見直しを」（毎日、同前）との痛烈な批判的トーンのもの、と、「改正を『再生』の一步としたい」（読売、同前）、「『日本再生』へ向けた教育基本法見直し」（日経、同前）、「日本らしい法の形へ前進」（産経、11.16）との賛同的なトーンのものにはほぼ二分される。後者のうち読売と産経は、早くから新聞社をあげて教育基本法の全面改正ないしは新教育基本法の制定を提唱してきたことは周知のとおりである。

他方、筆者が目にするのができた20紙ほどの地方紙は、論点やニュアンスの違いはあるものの、その大半がかなり厳しい論調を展開していることが特徴的である。たとえば、「前文の審議なぜしない」（北海道、11.16）、「政治の介入を排除せよ」（岩手日報、11.17）、「中教審の意図がわからない」（河北新報、同前）、「責任もないし説得力もない」（福島民友、11.15）、「なぜ見直しか、説得力なし」（茨城、同前）、「改正は広い議論から」（東京および中日、同前）、「丁寧な議論が見えない」（信濃毎日、11.16）、「性急すぎる見直し路線」（京都、同前）、「負の改正なら納得できぬ」（神戸、11.15）、「欠かせぬ国民的論議」（中国、11.16）、「公でなく個の尊厳こそ」（沖縄タイムス、同前）、「説得力ない基本法見直し『百年の大計』もてあそぶな」（琉球新報、同前）、などのごとくである。20紙のうち1紙のみが、「『再生』へ欠かせない視点」（北国、11.19）として、中間報告にはほぼ賛同している。

厳しい論調を展開している各紙が指摘しているおもな問題点は次のようなものである。第一は、諮問を受けてわずか1年足らずで、議論らしい議論もなく全面的な改正の方向を中間報告としてまとめた中教審の論議の性急さ、拙速さに対する批判である。この背景にはほぼ1年を目途に答申を求めた文科相の諮問自体の仕方と中教審事務局（文科省官僚）主導による会議運営にそもそも問題があるのだが、そうした政治日程に無理やりあわせた中教審の無責任な姿勢への批判である。第二は、その当然の帰結でもあるが、具体的な検証・論証を欠いた論議の一面性や杜撰さ、総じて説得力のなさについての指摘である。とくに子どもや教育現場に見られる危機・荒廃の原因の分析、過去の教育行政の検証や反省、分析などの不十分さへの批判である。第三には、それともかかわって、現行教育基本法が掲げている理念・目的がなぜ実現されてこなかったのかについての検証・分析がほとんどされていないことの批判である。第四は、「見直し」に際して当然に踏まえるべきこうした検証・分析をほとんど行わないまま、現行法の理念・原則の不十分さや欠点を指摘し、これまた十分な説明もなくあらたな規定の必要性を述べるという中間報告の論法のもつ問題性の指摘である。第五は、「なぜ今、見直しが必要か」という焦眉の問題に対する大方の納得できる理由や説明が今回の中間報告では依然としてはっきりしていないことに対する指摘である。第六は、中間報告が提示している「見直し」の観点・視点や具体的な方向性の持つ問題点の指摘である。とりわけ、21世紀の教育目標のキーワードである「たくましい日本人の育成」や「日本人のアイデンティティ（伝統、文化の尊重、郷土

や国を愛する心)の視点」など中間報告の随所に見られる「日本人」の強調、道徳心、倫理観、規範意識をはじめ概念の不明な新しい「公共」にかかわる態度の育成の強調、家庭の役割や責任の規定の新設など、総じて個人の内面や家庭にまで踏み込んで、「心」や「態度」や「責務」を上からの教育によって育成しようとする中間報告の提案への危惧や疑問である。

このように全国・地方各紙の社説がこもこも指摘している点は、筆者が別稿⁽²⁾でとりあげたものと重なるものも多く、いずれも中間報告の特徴と問題点を鋭く突いているといえよう。しかし、教育基本法改正と教育振興基本計画の策定のかかわりについての突っ込んだ問題点の指摘や分析がほとんど見られないのはいささかも足りない点の一つである。

2) 中間報告における改正論の「新しさ」と「古さ」

「新しい時代にふさわしい教育基本法」という標語は、教育改革国民会議の最終報告で最初に提唱され、文科相の諮問をとおして中間報告に継承されているものである。たしかにここには、1950年代ごろから断続的に主張されてきた従来の「古い」改正論（復古的国家主義的改正論）とは一線を画する「新しさ」がある。

すなわち、従来の改正論は改正すべき理由や根拠として、つぎのような論点を強調してきた。

- ①教育基本法は憲法とともに日本の主権が奪われていた占領下で、GHQから押し付けられたもの(あるいはその主導で制定されたもの)であり、日本側が自主的に制定したものではない。
- ②そのため現行法では、個人や人間のみが強調され、家庭、地域、国家などの共同体が軽視され、日本民族の伝統や文化の尊重、愛国心や国家への忠誠・奉仕などの重要な理念が欠落された無国籍的、蒸留水的、根なし草的なものになっている。
- ③こうした根本的な欠陥を持った教育基本法に基づいた戦後教育こそ、子どもと教育の「荒廃」を生み出してきた元凶である。
- ④GHQの圧力で廃止を余儀なくされた教育勅語には普遍的な価値があり、そこに掲げられたの徳目(父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ以下の一連の徳目)は今日においても重要である。
- ⑤現行法に欠けている上記のような理念や徳目を復活させ、あるべき姿にするために抜本的な改正が必要である。
- ⑥教育基本法改正は憲法改正と連動すべきであり、むしろ憲法に先立って改正されるべきである。従来の教育基本法改正論は、おおよそ以上のような論点を強調してきたと思われるが、こうした潮流は時代状況の変化に合わせてあれこれのバリエーションを生み出しながらも、現在もなお衰えてはおらず、日本の政治・社会の保守化傾向を背景にいっそう活気づいているようにも見える。中曽根康弘元首相の90年代後半以降における一連の精力的な言動、従来の改正論者や諸潮流が糾合した「新しい教育基本法を求める会」(西澤潤一会長)の「要望書」提出とその後の動き、日本青年会議所による「JC 発 教育基本法(私案)」や各地域での活動、などはその代表的なものといえるだろう⁽³⁾。

しかし、国民会議最終報告から中教審中間報告へと継承されている「新しい時代にふさわし

い教育基本法」を標語とした今日の改正論（未来志向型改正論）は、上記のような従来の改正論とはかなり異なった視点と論点を展開していることに注目する必要がある。すなわち、第一には、少なくとも表向きは、従来の改正論が主張してきた上記の論点のうち、「過去志向」的な論点部分（制定過程論、教育勅語回帰論など）には一切ふれずに、またそれらを改正の論拠として援用していないことが特徴である。しかし第二は、従来の改正論のなかの中核部分（日本の伝統、文化の尊重、家庭、地域、国家の重視、国を愛する心など）は継承しつつも、それらを「国際化のなかでの日本人の育成」とのかかわりで位置づけていることである。国際化が進み、グローバルな経済、情報、科学技術などの競争が激化する21世紀にこそそれらは重要であるとしつつ、その際には、「国家至上主義的考え方や全体主義的なものになってはならない」（このフレーズは教育改革国民会議の最終報告のなかに初出）としている。さらに第三に、「見直し」に当たっては、現行の教育基本法を貫く普遍的な理念（個人の尊厳、真理と平和、人格の完成、教育の機会均等、教育の中立性の確保など）は尊重するとともに、「現行憲法を前提として見直す」としていることである。くわえて第四に、現行法は制定後すでに半世紀が経ち、激変しつつある新しい時代の課題の要請に十分に対応できないとして、現行法の不十分な理念や原則を補完し、修正する必要があること強調するのである。第五には、もっとも新しい論点として、教育振興基本計画の策定の根拠規定を明記するために改正が必要であるとしている点である。すなわち、戦後最初に制定された教育基本法は理念法に留まり、近年陸続と制定されている他の基本法のような基本計画策定の明文条項がなく、内閣をあげての実効性のある教育振興基本計画を策定するためには、その根拠規定を明記する必要があるというものである。確かに、次頁以下に載せた「基本法」一覧〈表2〉、「基本計画」等の策定規定〈表3〉を見れば明らかなように、90年代以降に新たに制定された基本法は、現行23本の基本法の過半を占め、それらにはほとんど基本計画の策定が明記されている。

このように、教育改革国民会議の最終報告で最初に打ち出され、中教審中間報告でより整備された「新しい時代にふさわしい教育基本法」論＝「未来志向型」改正論には、改正に向けての多くの新たな論点と理由が提示されており、従来の改正論と比較すればその「新しさ」は明瞭である。またそこには、教育基本法改正問題をめぐる複雑な政治的、思想的な厳しい対立を含んだ力学のなかで、「未来志向型」の改正を遂行するための目配りと配慮がなされているように思われる。すでにふれた点もあるが、たとえば、①現行教育基本法を貫く「個人の尊厳」「真理と平和」「人格の完成」などの理念は、憲法の精神に則った普遍的なものであり、新しい教育の基本理念として大切にしていける必要がある、②現行憲法を前提として見直す、③国を愛する心や我が国の伝統、文化を尊重することが、国家至上主義的考え方や全体主義的なものになってはならない、などの記述がそれである。これらの目配りや配慮は、国民のなかに強く存在する教育基本法改正論に対する危惧や批判へのあらかじめの対応であり、他方でそれは、従

〈表2〉「基本法」一覧（制定年順）

〈ゴシックは現行の基本法、アンダーラインは前文を有するもの〉

- 1) 教育基本法（昭和22年〈1947〉3月31日公布，法25）前文・全11条
 - 2) 原子力基本法（昭和30年〈1955〉12月19日公布，法186）全21条
 - 3) 農業基本法（昭和36年〈1961〉6月12日公布，法127）前文・全29条
→廃止（平成11年〈1999〉7月16日）→食料・農業・農村基本法〈後掲〉
 - 4) 災害対策基本法（昭和36年〈1961〉11月15日公布，法223）全117条
 - 5) 観光基本法（昭和38年〈1963〉6月20日公布，法107）前文・全22条
 - 6) 中小企業基本法（昭和38年〈1963〉7月20日公布，法154）前文
→中小企業基本法（改正）（平成11年〈1999〉12月3日公布，法146）前文削除
 - 7) 林業基本法（昭和39年〈1964〉公布，法161）
→改正・名称変更→森林・林業基本法〈後掲〉
 - 8) 公害対策基本法（昭和42年〈1967〉年8月3日公布，法132）全30条
→廃止（平成5年〈1993〉11月19日，法92）→環境基本法公布〈後掲〉
 - 9) 消費者保護基本法（昭和43年〈1968〉5月30日公布，法78）全20条
 - 10) 心身障害者対策基本法（昭和45年〈1970〉5月21日公布，法84）
→改正・名称変更→障害者基本法〈後掲〉
 - 11) 交通安全対策基本法（昭和45年〈1970〉6月1日公布，法110）全39条
 - 12) 土地基本法（平成元年〈1989〉12月22日公布，法84）全20条
 - 13) 環境基本法（平成5年〈1993〉11月19日公布，法91）全46条
→公害対策基本法（昭42法132）廃止〈前掲〉
 - 14) 障害者基本法（平成5年〈1993〉12月3日公布，法94）全27条
 - 15) 高齢社会対策基本法（平成7年〈1995〉11月15日公布，法129）前文・全16条
 - 16) 科学技術基本法（平成7年〈1995〉11月15日公布，法130）全19条
 - 17) ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年〈1999〉3月19日公布，法2）前文・全18条
 - 18) 男女共同参画社会基本法（平成11年〈1999〉6月23日公布，法78）前文・全28条
 - 19) 食料・農業・農村基本法（平成11年〈1999〉7月16日公布，法106）全43条
→農業基本法（昭36法127）廃止〈前掲〉
 - 20) 循環型社会形成推進基本法（平成12年〈2000〉6月2日公布，法110）全32条
 - 21) 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年〈2000〉12月6日公布，13年1月6日施行，法144）全35条
 - 22) 水産基本法（平成13年〈2001〉6月29日公布，法89）全39条
 - 23) 森林・林業基本法（平成13年〈2001〉6月29日公布，法107）全33条
 - 24) 文化芸術振興基本法（平成13年〈2001〉12月7日公布，法148）前文・全35条
 - 25) エネルギー政策基本法（平成14年〈2002〉6月14日公布，法71）全14条
- （その他）
- 1) 中央省庁等改革基本法（平成10年〈1998〉6月12日公布・施行，法103）全63条
→中央省庁等再編関連法（平成11年7月）・関連61法律（同12月）
 - 2) 特殊法人等改革基本法（平成13年〈2001〉年6月21日公布，施行14年4月1日，法58）全16条
*平成18年3月31日失効

来の改正論の主流をなし、今日においても全国各地でなお強い影響力と行動力を持っている復古主義的国家主義的改正論とそのバリエーション的改正論の潮流に対する対応でもあろう。

それはともかくとして、「新しい時代にふさわしい教育基本法」をかかげた「未来志向型」改正論は、堀尾輝久氏がその近著⁽⁴⁾で指摘しているように、はたして現行教育基本法の精神に

〈表3〉 現行基本法（23本）における「基本計画」等の策定規定

1. 教育基本法（1947）→11条（補則）→必要な法令の制定
2. 原子力基本法（1955）→（特に規定なし）
3. 災害対策基本法（1961）→34～45条（防災基本計画等）
4. 観光基本法（1963）→（特に規定なし）
5. 中小企業基本法（1963）→（特に規定なし）→施策の基本方針
6. 消費者保護基本法（1968）→（特に規定なし）→総合的は施策の策定
7. 交通安全対策基本法（1970）→3章22～28条（交通安全基本計画等）
8. 土地基本法（1989）→11条（土地利用計画の策定等）
9. 環境基本法（1993）→15条（環境基本計画）
10. 障害者基本法（1993）→7条の2（障害者基本計画等）
11. 高齢社会対策基本法（1995）→6条（高齢社会対策の大綱）
12. 科学技術基本法（1995）→2章9条（科学技術基本計画）
13. ものづくり基盤技術振興基本法（1999）→2章9条（ものづくり基盤技術基本計画）
14. 男女共同参画社会基本法（1999）→2章13条（男女共同参画基本計画）、14条（都道府県の基本計画）
15. 食料・農業・農村基本法（1999）→15条（食料・農業・農村基本計画）
16. 循環型社会形成推進基本法（2000）→2章15、16条（基本計画）
17. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（2000）→4章35条（重点計画）
18. 水産基本法（2001）→11条（水産基本計画）
19. 森林・林業基本法（2001）→2章11条（森林・林業基本計画）
20. 文化芸術振興基本法（2001）→（特に規定なし）→3章（基本的施策）
21. エネルギー政策基本法（2002）→12条（エネルギー基本計画） （その他）
22. 中央省庁等改革基本法（1998）→（特に規定なし）→4条（中央省庁等改革の基本方針）
23. 特殊法人等改革基本法（2001）→2章5、6条（特殊法人等整理合理化計画）

「順接」して、その理念や原則を未来に向かって豊かに発展させるものであろうか。それには大きな疑念を抱かざるをえない。中教審の議事録や中間報告を精読するとき、その疑念はいっそう強くなる。たとえば中間報告では、「個人の尊厳」「真理と平和」「人格の完成」「教育の機会均等」などの普遍的なものは大切にするとくり返し述べている。しかしながら、その記述はいかにもそっけないものである。それぞれの普遍的な理念や原則がどのような意味と意義をもっているのか、またそれらが、この半世紀の間にどのように実現されてきたのか、あるいはこなかったのかについては一切ふれていない。審議の過程でも同様である。憲法や教育基本法を貫いている教育を受ける権利、学問の自由、教育の自主性、専門職としての教師の権限と自由、政治や行政による教育統制の禁止などについてもほとんどふれられていない。「教育を受ける権利」と「生涯にわたり学習する権利」については多少の議論が行われ、その痕跡も中間報告には残されている。そこから明らかなように、教育基本法に「教育を受ける権利」を明記することについても、議論は低調であり消極的である。この二つの権利は一人ひとりの人間にとってもっとも基本的なものであり、国際的にも世界人権宣言を嚆矢として、国連およびその関係機関による多くの人権条約(規約)や宣言でくり返し確認・承認されてきたものであり、

それらの多くは日本国も承認し、批准してきたものである。

こうしたことを考えるとき、「新しい時代にふさわしい教育基本法」をかかげる「未来志向型」改正論の体質と主張の本質は意外と「古い」ものといえそうである。(未完)

注

- (1) 教育基本法改正論議の経緯と概要については、拙稿「教育基本法改正論批判」、『教育』No. 668, 2001年9月号, 同「教育基本法改正と中教審『中間報告』の検討」、『季刊人間と教育』36号, 2002年12月, 参照
- (2) 前掲の拙稿「教育基本法改正と中教審『中間報告』の検討」
- (3) たとえば, 90年代半ば以降における中曽根康弘元首相の一連の主張(同著『二十一世紀日本の国家戦略』PHP研究所, 2000年, PP. 183-224), 「新しい教育基本法を求める会」(西澤潤一会長)の主張(西澤編著『新教育基本法6つの提言』小学館文庫, 2001年), 日本青年会議所教育改革推進委員会『愛国のすすめ—すばらしい日本人と日本のために—』同委員会発行, 2002年(なお, 同冊子の第5章に「これが! JC 発 教育基本法(私案)」が掲載されている), など
- (4) 堀尾輝久『いま, 教育基本法を読む』岩波書店, 2002年